

令和2年国勢調査について

〔令和2年8月
広島県統計課〕

1 概要

国勢調査は、統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査として、人及び世帯に関して実施する最も基本的で重要な調査である。

大正9年(1920年)の第1回調査以来5年ごとに行われており、令和2年(2020年)に実施する調査は、実施100年の節目を迎える。※「100年目の節目」にちなんで、総務省は『国勢調査100年のあゆみ』を作成

なお、新型コロナウイルス感染症の発生と拡大を防止し、国民の皆様と国勢調査員の安心・安全を確保するため、今回の調査においては、地域の実情に応じて、非接触の調査方法等の対応を講じた上で、調査を実施することとしている。

2 調査の概要

- (1) 調査期日：令和2年10月1日(木) 午前零時現在
- (2) 調査対象：調査日現在、我が国に常住するすべての人
- (3) 調査事項(19項目)



世帯員に関する事項(15項目)

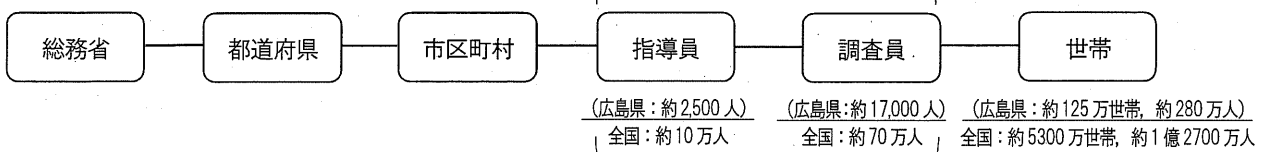
男女の別、出生の年月、続柄、配偶の関係、国籍、居住期間、5年前の居住地、就業状態、所属の事業所の名称及び事業の種類、従業地又は通学地、従業地等までの交通手段 など

世帯に関する事項(4項目)

世帯員の数、住居の種類、住宅の建て方 など

(4) 調査の流れ及び実施体制

① 調査は、次の流れで行う。



② 広島県実施本部の設置(4月6日設置)

(5) 調査期間：9月14日(月)～10月20日(火)

新型コロナウイルス感染症対策のため、地域の実情により、調査期間の1か月間延長(11月20日まで)が可能

※広島県内の市町においては、基本調査期間内(10月20日まで)で終了の見込み

(6) 調査方法：オンライン調査と紙調査票の併用

3 調査結果の公表

令和3年6月の「人口速報集計」(男女別人口及び世帯数の早期提供)を第一報として、順次公表予定
＜主な公表スケジュール＞

○人口及び世帯数の基本集計結果の公表

- ・人口速報集計(速報) 令和3年6月
- ・人口等基本集計(確報) 令和3年11月

※新型コロナウイルス感染症の影響による調査スケジュールの延長措置に伴い、結果の公表時期を前回よりも延期



総務省統計局のイメージキャラクター
『センサスクン』と『みらいちゃん』